2023年5月12日

# 【別紙】全日本スキー連盟様補償内容一覧

■スキー補償制度：スキー中の事故がメイン

| | | 一般会員 | 有資格者 | インストラクター及びスキー学校教師 | スキー競技者 | スキー補償制度未加入会員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 加入者数 | 2,758人 | 9,286人 | 759人 | 968人 | 約56,000人 |
| 法律上の損害賠償責任 | 賠償責任 | 5,000万円 | 25,000万円 | 25,000万円 | 25,000万円 | － |
| 会員自身のケガ | 死亡・後遺障害 | 400万円 | 400万円 | 400万円 | 590万円 | － |
| | 入院日額 | 4,000円 | 4,000円 | 4,000円 | 5,500円 | － |
| | 手術保険金 | 入院中の手術　4万円<br>入院中以外の手術　2万円 | 入院中の手術　4万円<br>入院中以外の手術　2万円 | 入院中の手術　4万円<br>入院中以外の手術　2万円 | 入院中の手術　5.5万円<br>入院中以外の手術　2.75万円 | － |
| | 通院日額 | 2,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,500円 | － |
| 会員自身の用品損害 | 用品損害 | 15万円 | 15万円 | 15万円 | 15万円 | － |
| 保険料 | スキーのみの補償 | 5,500円 | 7,800円 | 12,000円 | アマ）9,500円プロ）16,600円 | － |
| | スキー・スノーボード補償 | 10,100円 | 11,800円 | 29,500円 | アマ）14,700円プロ）34,000円 | － |

スポーツ賠責、パトロール賠責含む

■会員全員に付帯する補償：スキー中に限らず24時間補償

| | | 一般会員 | 有資格者 | インストラクター及びスキー学校教師 | スキー競技者 | スキー補償制度未加入会員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 会員自身のケガ | 死亡・後遺障害 | 100万円 | | | | |
| 会員および親族の補償 | 救援者費用 | 100万円 | | | | |
| 会員および親族の補償 | 弁護士費用<br>法律相談費用 | 300万円<br>10万円 | | | | |
| 保険料 | 全会員共通 | 3,810円 | | | | |

| | | 一般会員 | 有資格者 | インストラクター及びスキー学校教師 | スキー競技者 | スキー補償制度未加入会員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 補償内容 | 死亡・後遺障害 | 会員本人がケガをして死亡または後遺障害を負った場合に保険金をお支払いします。 | | | | |
| | 救援者費用 | 救援対象者（＝会員）が次のいずれかに該当したことにより、被保険者（会員または会員の親族）が費用を負担したことによって被った損害に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。（実費払）<br>1）保険期間中に、救援対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合<br>2）保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合<br>3）保険期間中に、救援対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180 日以内に死亡した場合または継続して14 日以上入院した場合<br><br>【費用の範囲】a捜索救助費用、b交通費、c宿泊料、d移送費用、e諸雑費<br><br>※登山中に遭難した場合について、トレッキング（山歩き）は補償対象となりますが、ピッケル、アイゼン等を使用する山岳はんによる遭難や運動危険等補償割増の対象となる危険な運動による事故、遭難も補償対象となりません | | | | |
| | 弁護士費用<br>法律相談費用 | 日本国内での偶然な事故によって被害が発生した場合において次の事由によって被保険者（会員または会員の親族）が被った損害に対して保険金をお支払いします。<br><br>■弁護士費用等保険金<br>保険金請求権者がその被害について賠償義務者に対し法律上の損害賠償請求を行い、弁護士費用等を負担したこと。（被害が保険期間中に発生した場合に限ります。）<br><br>■法律相談費用保険金<br>保険金請求権者がその被害について法律相談を行い、法律相談費用を負担したこと。<br>（被害事故が保険期間中に発生した場合、かつ、その被害に対する法律相談が被害発生日からその日を含めて3年以内に開始された場合に限ります。）<br><br>【被害】<br>◯次のいずれかに該当する被害をいいます。<br>1）被保険者が被った身体の障害　2）住宅または被保険者の日常生活用動産の損壊または盗取<br>◯その被害に対して法律上の損害賠償請求権を有する場合に限ります。 | | | | |